

- 犯罪被害によって所得が激減した場合等に、適用しうる救済措置として、どのようなものがあるか。

犯罪等により被害を受けた納税者等に係る取扱いについて、地方税法においては、以下のような措置が定められている。

(1) 徴収の猶予（地方税法15条）

災害、盗難等を受けた場合、その事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時的に納付し、又は納入することができないと認められるときに、地方団体の長が、その者の申請に基づき、適宜その徴収を猶予。

(2) 所得控除（個人住民税に係る雑損控除（地方税法34条、314条の2））

住宅や家財などを、盗難もしくは横領による被害を受けた場合、盗難または横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復費用等について、雑損控除の方法により税額を軽減。

犯罪被害等によって所得が激減した場合、被害に遭った翌年の納税が減免される場合はありうるか。あるとすればどのような場合が考えられるか。

- 地方団体の長は、個々の納税義務者の個別的事情を考慮した上で、犯罪被害等により担税力を著しく喪失したと認められる者については、当該団体の条例の定めるところにより、税を減免することができるものとされている。

- 参考条文（地方税法第 3 2 3 条等）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。